令和3年2月15日開始 [

ろうあ者相談員・市役所手話通訳者との

開始します!

釧路市では、ろうあ者相談員及び市役所 障がい福祉課 手話通訳者において、 聴覚に障がいがある方ご自身のスマートフォンやパソコンから、ビデオ通話機能 を利用した「遠隔手話」による相談等のサービスを実施します。

「遠隔手話」とは … スマートフォン等のビデオ通話を使い、画面を通じて 手話による会話をすることです。

利用対象者:市内に住所を有する聴覚障がいの方

利用時間:平日午前10時~午後4時 利 用料:無料 ※通信料は利用者負担

使用機器:利用者所有のスマートフォンやパソコン等

透陽戶籍初一世又 イダー多図

<ろうあ者相談員へ相談>







遠隔手話サービス で会話



①事前にメール、ファクス等で利用申込 ②利用日にオンラインで手話相談

身体障害者福祉センター





ろうあ者相談員

<市役所手話通訳者へ確認等>



利用者 (聴覚障がい者)

遠隔手話サービス で会話



- ①事前にメール、ファクス等で利用申込 ②利用日にオンラインで手話相談
- ③必要に応じて手続等を確認

市役所障がい福祉課



市役所手話通訳者

